

## 第4章 高齢者の社会参加と生活支援

### 1 高齢者の生きがいがづくりと社会参加支援

高齢者が地域社会の中で自らの経験と知識・技能を生かし、地域で活躍することができるよう、「学習機会の充実」「地域・社会活動の推進（※ボランティア活動の推進を含む）」「世代間交流の推進」「就労機会の充実」により、社会参加や地域の交流を促進します。

#### (1) 学習機会の充実

高齢者が、生涯を通じて教養を高め、仲間と趣味活動やスポーツを楽しむ等、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう関係部局が連携し、学習機会の充実や環境整備を行い、生涯学習活動の支援を行います。

<参考：現在行われている事業や活動>

- ・ 様似町高齢者大学

高齢者学級…地区ごとに開催。令和2年度当初は、西町・栄町3区・大通・平宇・錦緑町・旭、の6クラブ。（※感染予防のためR2年度はほぼ休止）

合同学習会…年1回開催。講演と芸能発表など。休廃止の学級も参加できるよう検討中

- ・ 「きらめきサークル」（教育委員会主催。各種の学習活動）

月1回位の実施。前年度は26名登録で各回は約10名の参加。R2年度は19名（全員女性）登録。（※感染予防のためR2年度は中止）

- ・ 「ヤングシニアスクール」（教育委員会主催。軽スポーツ）

前年度は年間25回の実施。登録者は40名（うち男性は2名）で各回は約15名の参加。

- ・ 文化、スポーツ等の各種サークル活動

文化サークルは高齢者のみとなったサークルも多くなっています。文化、スポーツ、地域づくり等、若い世代と一緒に活動をしている例もあります。（※R2年度当初はほとんどが活動休止していたが、その後は、工夫して活動を再開しているところが多い。）

#### (2) 高齢者の地域・社会活動の促進

高齢者が地域社会の主要な構成員であるということを意識し、これまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かして活動することは、生きがいがづくり、健康維持、社会的孤立の防止につながるるとともに、社会においても大きな財産となります。

高齢者が地域で活動し能力を発揮できる場の提供や、高齢者の地域・社会活動を推進する環境づくりに取り組みます。（※介護予防や生活支援ボランティアの活動については第5章において詳細を記載します。）

様似ソビラ荘では、認知症予防事業の一環として「地域交流サロン」を毎月2回開催しています（※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の予防のため中止）。この行事には併設する老人福祉寮エンルム荘の方や地域の方も参加しています。

各自治会の老人クラブは、老人福祉法で「老人福祉の増進のための事業」として規定され、

地域の高齢者の自主的団体の中核を担っています。しかし、新たな加入者が少ない、役員を引き受ける人がいないなどの理由で、活動休止となる例が増えており、このような状況を受け止め、活動の支援をすることが必要です。

これまでは高齢者自体が増えている地区が多かったのですが、今後は後期高齢者の割合が増えることで、役員の高齢化とも合わせ、より運営が困難になることが予想されます。

高齢者が老人クラブ等の活動に参加することは、高齢者の交流を深め孤立化を防止し、介護予防としての効果もあります。また、各老人クラブは、行政情報の周知をしたり地域の高齢者の意見を聞ける場でもあったので、そうした場がなくなることは町全体にとってマイナスの影響を及ぼします。役員の負担を減らし役員のなり手不足を解消する、行政からの支援を手厚くする、新たな会の形を模索する、など早急に対策をとる必要があります。

各種サークル活動を含め、新型コロナウイルス感染予防のために高齢者の活動機会が全般的に減っており、今後、心身の健康状態への影響が懸念されるところです。

<参考：現在行われている事業や活動>

- ・各自治会老人クラブ活動（※高齢者学級の学習活動を含む）…6クラブ
- ・[※再掲]文化、スポーツ等の各種サークル活動
- ・各地域での介護予防活動（いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、ふまねっと）
- ・ボランティア活動（福祉ボランティア、学校支援ボランティア、介護予防ボランティア、他）

○様似ソビラ荘「地域交流サロン」

認知症予防の一環として、様似ソビラ荘が毎月2回開催。（ただし、R2年2月意以降はコロナ感染予防のため中止となっている）

R1年度の実績は、全19回の開催、延べ人数で、参加者501名（うち233名はエンルム荘）、ボランティア参加142名、職員（毎回約5名程度）。

R1年度の内容は、講演や講話12回、DVD鑑賞5回、演奏1回、寸劇1回。

講演や講話の講師は、保健師や役場職員、地域おこし協力隊員などが担当していた。

○「学校支援ボランティア」

前年度は、延べ92回、延べ179名の活動。（うち、絵本読み聞かせが66回、70名。）

R2年度は、35名の登録。

### （3）世代間交流の促進

少子高齢化と核家族化が進む中、高齢者と子どもが交流する機会を作ることは、相互理解を深めるうえで重要です。

世代間交流により、高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識や経験を次世代に伝えるとともに、高齢者の生きがいや活力の増進、子どもたちの敬老の気持ちを育むため、多様な世代間交流事業が実施されています。

<参考：現在行われている事業や活動>

- ・幼稚園や小学校での世代間交流事業…昔あそび交流会、など

- ・各自治会福祉部や青少年部での交流事業…「もちつき」や、子ども夏祭り、など
- ・学校支援ボランティア活動（※再掲。世代間交流にもなっている。）

#### （４）就労機会の拡充

少子高齢化が進展し、労働力人口の減少が見込まれる中、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる就業環境づくりを推進することが重要です。

様似町内では、平成 10 年度に設置された「高齢者事業団」が高齢者への仕事の斡旋等を行っています。国の施策でも、高齢者の就労的活動支援コーディネーターの設置が推奨されていますので、今後の町としての施策を検討するため関係機関との情報交換や調整が必要です。

## 2 高齢者の生活支援

高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、これまで実施してきた後述の「保健福祉サービス」や、地域包括支援体制の充実としての「生活支援体制の整備」の取り組みを継続して進めることが重要であり、関係者や住民の意見を聞きながら、行政が行うサービスと地域の助け合いとの役割分担が必要です。

また、高齢者が消費者被害を受けないための防犯対策や、交通事故防止のための交通安全対策も重要ですので、関係機関との連携を図っていきます。今後、後期高齢者の増加に伴い運転免許の早期返納についても課題となってくることから、高齢者の移動手段の確保とも連動させた政策形成が重要になってきます。

## 3 高齢者の住みよいまちづくり

高齢化の進展とともに、福祉のまちづくりの観点から、高齢者の住環境や生活環境の整備が求められます。サービス付高齢者向け住宅（※略称：サ高住）の整備については、平成 28 年度途中に隣町でサ高住が開設され平成 30 年度には増床が行われ、様似町民も既に住居として利用している実態があります。また、後述するように様似町では老人福祉寮「エンルム荘」を整備しております。

公共施設や公営住宅のバリアフリー化、安全快適な歩行空間の確保等、高齢者に配慮したまちづくりを、関係機関と連携し推進を図ります。

様似町では「住宅新築リフォーム等支援補助制度」の運用によるバリアフリー化リフォームの改修の促進を行っています。また、要介護（要支援）認定者については介護保険を使って住宅改修をすることができます。

<参考：町内の高齢者の住まいの状況> ※様似町住生活基本計画より

- ・65 歳以上の親族のいる世帯は、持ち家 84.9%、公営住宅 10.9%（H27 国勢調査）であり、公営住宅に住む割合は年々微増で、道内平均よりも高く日高管内平均より低い。単身高齢者では、持ち家 76.8%、公営住宅 16.8%となっている。
- ・様似町の公営住宅は、令和 2 年 3 月末現在で 50 棟 291 戸。入居者の年代は、様似町全体と比べて若い世代の割合が若干高い。また、世帯人員は、小規模な世帯の割合が高い。

- ・公営住宅、様似町全体、ともに高齢者世帯の割合が約半分。
- ・令和2年に行った、住環境に関するアンケートでは、現在の住戸について「段差の解消・手すりの設置など高齢者への配慮」の項目で満足度が他項目より低い結果となっています。また、今後の居留意向で「他の住宅に住みかえたい」と回答した方の理由の2位に“高齢者のみの暮らしが不安なため”が入っており（1位は“古いから”）、この要望は高齢者で持ち家の方の回答が多く、住みかえたい場所は37.4%が町外となっています。

高齢者の移動手段の確保については、町内のアンケート調査や関係者への聞き取りでもニーズが高いことから、福祉有償運送に係る協議会、他市町村でのオンデマンド交通等の事例、国が示す地域住民互助での移動手段についてのガイドライン等を参考にした協議がすでに始まっています。

令和3年4月からは、町の福祉施策として農村地区のハイヤー助成制度が開始され、JRの日高線の廃止に伴い転換バスの運行も開始されます。こうした状況も考慮したうえで、第8期計画期間中に高齢者の移動支援について施策に反映させることを目指していきます。

## 4 保健福祉サービスの充実

### (1) 高齢者福祉施設サービス

「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス等）」「生活支援ハウス」については、町内には施設がなく施設整備の予定はありません。

「老人福祉寮」は、特別養護老人ホームに併設して老人福祉寮エンルム荘が整備されており、平成29年度に町内朝日丘に移転後の居室数は20室（単身用18室、夫婦用2室）です。様似福祉会に運営を委託し食事提供や見守り対応をしており、介護保険の居宅サービスを利用されている方もいます。

「老人福祉センター」は、町内平宇のアポイ山荘に併設され、週2回老人クラブによる貸し切りバスを運行し、町内の高齢者に憩いの場として利用されています。また、月1回の血圧測定や健康相談などの事業を実施して高齢者の健康増進を図っています。

### (2) 高齢者在宅サービス

高齢者等が在宅での自立した生活を送れるように地域支え合い事業を実施し、介護保険制度の補完事業として、要介護認定で介護保険制度の対象外となった在宅の高齢者や高齢者を介護している家族に対しても必要な支援をしていくため、現在も行っている次の事業を継続して実施します。

#### <地域支え合い事業>

##### ①移送サービス事業（外出支援サービス事業）

要介護及び要支援2と認定された方、重度の歩行機能障害を有する方、人工透析を受けている高齢者の通院に対して、移送用車両により利用者の居宅と医療機関などとの間を送迎する事業です。福祉有償運送のガイドラインに沿い、他人の介助によらずに移動することが困難であ

ると認められる方を対象としています。今後も社会福祉協議会に委託し実施します。

例. 三和医院、浦河赤十字病院、島田歯科医院及びファミリー歯科

〔費用〕 1往復あたりの利用者負担額

町内 200 円 町外 400 円

#### ②軽度生活援助事業（自立者へのホームヘルプサービス事業）

介護保険制度において非該当と判定されたが、自力での在宅生活に支障があると判断される方に、ホームヘルパーが居宅を訪問し、外出時の援助や買い物、洗濯、掃除などの軽易な援助を行うことにより、在宅での自立した生活を可能にするとともに、要介護状態への進行の防止を図ります。今後も社会福祉協議会に委託し実施します。

〔費用〕 1時間あたりのサービス費用

1,530 円（うち利用者負担 150 円）

#### ③生きがいデイサービス事業（自立者へのデイサービス事業）

介護保険制度において非該当と判定されたが、家に閉じこもりがちで何らかの支援が必要とされる方に、デイサービスセンターで食事や入浴などの日常生活上の支援を通じた交流を提供し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図ります。高齢者に他者とのふれあいや日常動作訓練、趣味活動などの各種サービスを提供する事業で、今後も様似福祉会（様似デイサービスセンター）に委託し実施します。

〔費用〕 1日あたりのサービス費用 ※送迎つきで、食費も含みます。

非課税のかた 6,390 円（うち利用者負担 580 円）

その他のかた 6,390 円（うち利用者負担 1,170 円）

#### ④生活管理指導短期宿泊事業（自立者へのショートステイ事業）

介護保険制度において非該当と判定されたが、基本的な生活習慣が欠如するなど、自力での在宅生活に支障があると判断される方に、ソビラ荘で年間 10 日を限度とした短期入所を提供します。特別養護老人ホーム等の空き部屋を活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る事業で、今後も様似福祉会（様似ソビラ荘）に委託し実施します。

〔費用〕 1日あたりのサービス費用

5,500 円（うち利用者負担 1,700 円）

#### ⑤給食サービス事業（配食サービス事業）

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者夫婦世帯で食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的（月曜日から金曜日までの夕食）に食事を届けることにより、高齢者の食生活の改善、孤独感の解消、高齢者の安否確認、潜在する福祉ニーズの把握等を行います。今後も社会福祉協議会に事業を委託し実施します。

〔費用〕 1食あたりの利用者負担額

400 円

<地域支え合い事業の主な実績>

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度(見込)
移送サービス	利用延人数	709	803	833	860
	利用実人数	68	72	54	72
	利用延日数	2,346	2,342	2,366	2,576
軽度生活援助	利用延人数	88	83	88	109
	利用実人数	9	8	6	12
	利用延時間	319	303	313	341
生きがいデイサービス	利用延人数	76	53	44	42
	利用延日数	281	190	149	129
生活管理指導短期宿泊	利用延人数	0	0	1	0
	利用延日数	0	0	4	0
給食サービス	利用延人数	454	412	452	403
	利用実人数	31	33	35	33
	利用延日数	5,462	4,937	6,133	5,976

<その他介護者等への支援事業>

⑥様似町短期入所サービス事業

介護保険適用のショートステイを使ってもなお、ショートステイ必要日数に不足をきたす場合、足りない分を公費で負担することで一定期間利用を継続させます。在宅で介護を受けている要介護者を介護する方が、病気や出産、冠婚葬祭等の事情により要介護者を介護することが困難となった場合に、特別養護老人ホームに一時的に入所させ介護を受けられるようにし、要介護者及び介護者の福祉の増進を図る事業で、今後も様似福祉会（様似ソビラ荘）に委託し、実施します。

[費用] 1日あたりのサービス費用  
6,260円（うち利用者負担 2,760円）

⑦緊急通報装置の設置

一人暮らし等の高齢者の急病や不慮の事故等に備えるため、簡単に通報できる端末を貸与します。通報は、札幌の受信センター経由で、登録いただいた協力者又は日高東部消防組合様似支署に伝達されます。緊急通報装置の設置については、平成5年度から制度をスタートさせ令和2年度においては世帯の高齢者の方に利用されています。今後も北海道健康づくり財団に業務を委託し実施します。

[費用] 無料

### ⑧電話サービス

電話サービスについては、高齢者事業団の協力も得ながら、社会福祉協議会で事業を実施し、世帯の安否確認や不安解消を図っていきます。今後も高齢者のみの単身世帯、夫婦世帯が増加することが想定されるため、サービスの継続を促進します。

社会福祉協議会ではこの他に、町内でひとり暮らしをされている高齢者の方に安否確認と交流を目的として、暑中お見舞い、寒中お見舞いを送る「ふれあい郵便事業」も実施しています。

### ⑨老人通院費の助成

町内の 65 歳以上の高齢者の方（身体障害者や生活保護受給者は除く）が、町内または隣町の医療機関に路線バスで通院する際の運賃について、その半額を助成しています。今後も通院負担の軽減のため事業を継続します。

### ⑩アポイ山荘無料入浴券の配付

満 70 歳以上の町民、障害者手帳等の交付を受けている方などに対して、アポイ山荘の無料入浴券を提供します。町内にある「アポイ山荘」において年間 48 回無料で入浴することができる入浴券を、70 歳以上の高齢者に配付します。「アポイ山荘」には、老人クラブが週 2 回貸し切りバスを運行しています。

[費用] 1 人あたりの無料限度回数・・・年間 48 回まで

### ⑪家族介護等支援手当の支給

重度の要介護者を在宅で介護している家族や介護が必要なひとり暮らしの高齢者に対し、必要となる紙おむつなどの介護用品の購入などに充てるための支援金を支給します。（※施設に入所したり、1 か月以上継続して医療機関に入院した場合は支給されません。）

[費用] 1 月あたりの利用者支給額

要介護 3 の方 5,000 円

要介護 4 の方 8,000 円

要介護 5 の方 10,000 円

### ⑫敬老金の支給

100 歳を迎えた方に対し、敬老金を贈呈する事業を継続します。

### ⑬認知症及び寝たきり老人等紙おむつ助成事業

町内に住所を有し在宅生活をしている方で、紙おむつを日常的に使用している方で、要介護 1 以上の方に、紙おむつ助成金 1 万円を歳末助け合い運動として交付します。（※社会福祉協議会の事業）

### ⑭特別給食（おせち料理）事業

70 歳以上のひとり暮らし老人等で年末年始を 1 人で迎えらるる方のうち希望者に、歳末助け合いの義援金も活用し、おせち料理を配付します。（自己負担あり。※社会福祉協議会の事業）

<介護者への支援事業等の主な実績>

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度(見込)
様似町短期入所	利用延人数	42	35	35	119
緊急通報装置の設置	利用延人数	50	37	38	34
電話サービス	利用延人数	320	231	130	132
老人通院費の助成	利用延人数	273	285	259	206
無料入浴券の配布	利用延人数	14,912	13,929	13,625	14,584
家族介護手当の支給	支給人数	32	33	33	38
敬老金の支給	支給人数	3	3	3	2
ふれあい郵便事業	送付件数	121	92	92	77
紙おむつ助成事業	助成人数	23	19	16	18
特別給食(おせち)事業	利用件数	—	36	34	31

## 5 地域共生社会の推進

従来、我が国の公的な福祉サービスでは、子ども・高齢者・障害者といった属性別に、専門的なサービスが提供されてきました。しかし、少子高齢化の進展や人口減少、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化するなかで、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは、複合化・複雑化しています。課題を複数抱えている個人や世帯に対しては、属性別の福祉サービスでは必ずしも十分な支援ができない状況があります。

国は、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合う事ができる「地域共生社会」を実現することを目標に掲げています。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指していくことが求められています。

当町ではこれまでも、「認知症サポーター養成講座」や「認知症カフェ」の取り組みを行い、介護・福祉・保健の各分野で相談対応をしてきました。これからも、認知症や障害、社会的な孤立などへの関心を高め学ぶ機会や取り組みなどを推進していくとともに、複合する課題や世帯を「丸ごと」受け止めるような相談体制づくりや、社会とのつながりや参加を支援し、多様性を尊重し包摂する地域づくりに向けて努力していきます。

平成 29 年の法改正では、高齢者や障害児者がともに利用できる「共生型サービス」が創設されました。当町では「共生型サービス」提供の目途はたっていませんが、近隣町や関係機関との情報交換を続けていきます。



## 6 低所得者への対策

### (1) 低所得者の保険料軽減

介護保険制度は、被保険者が保険料を出し合う社会保険方式の制度で、利用者負担分以外を公費と保険料で半分ずつ負担する仕組みとなっています。また、所得等の負担能力に基づいて保険料や利用者負担が設定される応能負担の仕組みとなっています。

保険料については、保険者ごとに設定された基準額を基に、所得等に応じて保険料段階が9段階に分かれた設定となっており、低所得者への配慮がなされています。

また、国による低所得者の保険料軽減が平成27年度から実施され、所得段階が第1段階の低所得者に対して5%の率で軽減が行われました。その後、令和元年10月からの消費税引き上げによる財源手当てで、令和元年度途中からは、第2、第3段階も含めて軽減が完全実施され、令和3年度以降も継続されます。(保険料基準額に対する比率が、第1段階は0.5→0.3、第2段階は0.75→0.5、第3段階は0.75→0.7、に軽減。軽減の財源は、国1/2、道1/4、町1/4)

### (2) 低所得者の利用料軽減～補足給付

介護保険制度では、所得等の負担能力に基づいて、施設の食費・居住費の負担に限度額が設定されており(※「負担限度額認定」。特定入所者介護サービス費として給付)、また、介護サービスの自己負担が高額になった場合に後から支給される「高額介護サービス費」の仕組みもあります。(医療費と合算して計算する「高額医療合算介護サービス費」もあります。)

### (3) 様似ソビラ荘利用者への対策

平成29年4月に特別養護老人ホーム様似ソビラ荘が移転し、多床室からユニット型個室となったことに伴い、入所者の利用者負担が増加することとなりました。

国の施策である「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」(※略称：社福軽減)は、社会福祉法人等の経営する社会福祉事業体が社会的な役割の一環として、生計困難な低所得者の利用者負担の軽減に取り組むことに対して公費補助を行う制度です。様似福祉会が平成29年度からこの事業を実施することになったことから、公費でも補助を行っています。この制度適用により生活保護者もユニット型個室に入居できます。

#### <社福軽減の詳細>

国や町の要綱に当てはまる生活困窮者を社福軽減対象者として認定し、以下の適用。

- ・生活保護者(負担限度額第1段階)のかた…居住費のみ全額軽減
- ・負担限度額第2段階、第3段階のかた…食費・居住費・サービス自己負担分、の4分の1を軽減。(※ただし、施設入所者で第2段階のかたは高額介護サービス費により同等の負担軽減があることから、サービス自己負担分は対象としません)

法人が本来利用者負担として(軽減対象外のかたも含め)受け取る金額全体の1%は法人負担、10%を超える軽減総額は公費負担。それ以外の軽減額の半分が公費補助。

- ・公費補助分の割合…国1/2、道1/4、町1/4

※「社福軽減」が適用されない様似ソビラ荘利用者の負担急増を抑制するため、町独自の補助を行っています。(※平成29年度～令和3年度の5年間。1年ごとに軽減度合は減。)

## 7 災害対策・感染症対策

### (1) 災害対策

近年の大規模地震や豪雨などの災害発生により、災害時における高齢者等の避難や、介護サービスの継続について、平常時から検討する事の重要性が言われております。

様似町では2011年の東日本大震災の際には津波被害があり、その事をきっかけとして、特別養護老人ホーム様似ソビラ荘が現在の高台に移転しました。町内では豪雨による水害が発生したこともあります。町全体としては、「様似町地域防災計画」を策定しており、また、災害時の「要援護者台帳」についてその更新作業を令和2年度に実施しているところです。

今後は、「様似町地域防災計画」による、迅速な避難や避難時の物資の確保などの対策を行うことを基本とし、その周知や啓発を続けていきます。

また、災害時においても最低限の介護サービスを継続することができるよう、災害に対応した事業継続計画（BCP）について、各介護サービス事業所に策定を促します。

### (2) 感染症対策

感染症には、インフルエンザ、感染性胃腸炎など様々なものがあります。介護保険サービスは、それらの感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等に対して行われるため、利用者が罹患した場合、重症化する可能性があります。入所系サービスや通所系サービスを行う事業所では多くの高齢者が集まるため、集団感染のリスクも存在します。そのため、介護保険サービス事業所等においては、あらかじめ感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速に適切な対応を図ることが必要となります。

そのような中、令和2年に新型コロナウイルス感染症が国内でも発生し、介護保険関連では様々な施策が実施されています。まだ終息時期の予測がつかず、高齢者の予防接種については令和3年4月開始を目指して準備をすすめている状況です。

今後は、各サービス事業所に感染症対策の徹底を呼びかけるとともに、対策実施状況について確認を行っていきます。また、感染症発生時に備え、緊急的に必要となる衛生用品等の物資を確保できるよう北海道や関係機関と連携を図ります。各種介護保険サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスの継続的な提供が求められることから、感染症に係る情報の発信や介護事業所等支援を行っていきます。

また、感染症発生時にも最低限の介護サービスを継続することができるよう、感染症に対応した事業継続計画（BCP）について、各介護サービス事業所に策定を促します。